



新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を受けた米国バーチャル株主総会の動向 執筆者: 辰巳 郁

※ 本ニューズレターは、2020年4月8日までに得られた情報に基づいて執筆しています。

1 はじめに

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「コロナウイルス」といいます。)の世界的な拡大により、各企業を取り巻く環境は日々刻々と変化しています。

依然としてコロナウイルスが猛威を振るう米国では、その拡大を阻止するために連邦・州・地方自治体のそれぞれが連日様々な対応策を公表しています。その中には、例年4～6月頃に本格化する米国の定時株主総会の運営に影響を与えるものも含まれます。

我が国では、2月26日、経済産業省が「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」(以下「実施ガイド」といいます。)¹を策定・公表し、いわゆるバーチャル株主総会を巡る議論が盛んとなっています。また、直近では、4月2日には経済産業省と法務省が連名で「株主総会運営に係るQ&A」(以下「Q&A」といいます。)²を公表し、本年の定時株主総会の運営上特に重要と考えられる事項について考え方を整理している点も注目に値します。これらの動向を踏まえ、本年の定時株主総会の適切な運営方針を検討し、あるいは今後を占う上で、米国における議論は有益な唆を提供するものといえます。

そこで、本稿では、米国におけるコロナウイルスの拡大を受けた本年の定時株主総会に関する動向として、以下、①バーチャル株主総会を巡る州法の規律とその変容(後記2(1))、②米国証券取引委員会(the Securities Exchange Commission。以下「SEC」といいます。)のスタッフによるガイダンスの公表(後記2(2))、③議決権行使助言機関の方針(後記2(3))についてご紹介します。

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

² https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

2 米国の動向

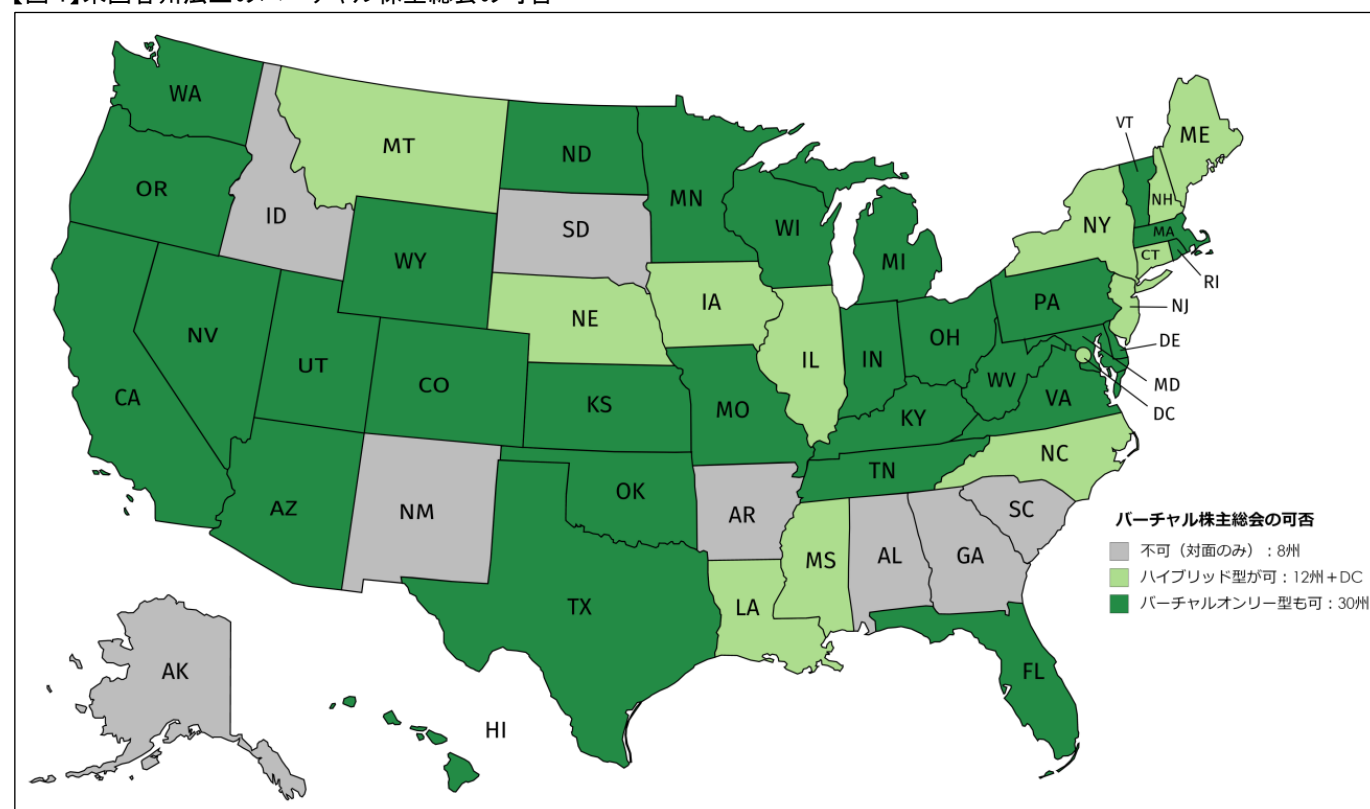
(1) 州法の規律とその変容

(i) 州法の概観

バーチャル株主総会の方式は、大きく、(i)物理的に株主総会の開催場所を設けつつ、当該開催場所に来場しない株主がインターネット経由で株主総会に参加する類型(以下「ハイブリッド型」といいます。)³と、(ii)物理的には株主総会の開催場所を設けず、全ての株主がインターネット経由で株主総会に参加する類型(以下「バーチャルオンリー型」といいます。)とに分けられます。

米国では、2000年にデラウェア州においてバーチャル株主総会が許容されたことを嚆矢として各州で法改正が進み、既に大部分の州でバーチャル株主総会が許容されています⁴。具体的には、42州とコロンビア特別区においてハイブリッド型が許容され、そのうち30州ではバーチャルオンリー型も許容されています。他方で、残る8州⁵ではバーチャル株主総会は許容されておらず、物理的な場所における対面での開催のみが可能とされています。コロナウイルスの影響による変容が生じる前の各州法上の規律は【図1】のとおりです⁶。

【図1】米国各州法上のバーチャル株主総会の可否



³ 実施ガイドでは、ハイブリッド型をさらに「ハイブリッド参加型」と「ハイブリッド出席型」に分けた上で論点を整理しています。

⁴ もっとも、例えば、カリフォルニア州では各株主の同意が必要となるためバーチャルオンリー型によることは事実上不可能であり、マサチューセッツ州では公開会社(大要、上場会社)についてはバーチャルオンリー型は許容されていないなど、各州ごとの細かい差異はあります。詳細について、北村雅史「株主総会の電子化」旬刊商事法務 2175号(2018)7~8頁参照。

⁵ 具体的には、アラバマ州、アラスカ州、アーカンソー州、ジョージア州、アイダホ州、ニューメキシコ州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州。ただし、後掲(注13)参照。

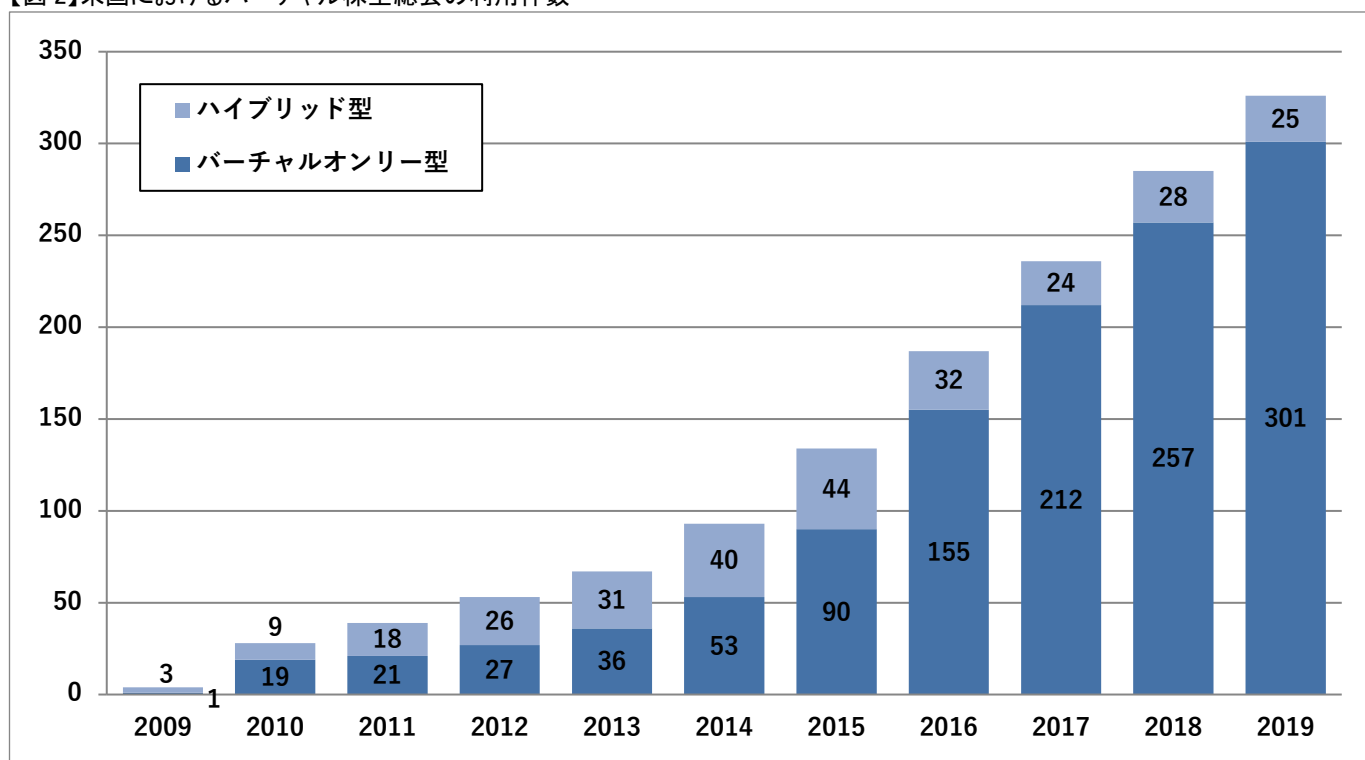
⁶ なお、設立準拠法としてどの州の法律を選択するかと、会社の住所(事業所在地)をどこに置くかは別の問題であり、A州法を設立準拠法とした会社がB州に住所を置くことも可能です(ただし、この場合A州で登録代理人を定める必要があるといった制約はあり得ます。)。バーチャル株主総会の可否は、会社の設立準拠法(及びこれに基づく各社の基本定款・附属定款)によって判断されます。

例えば、デラウェア州法では、基本定款又は附属定款において取締役会が株主総会の開催場所を決定できるとされている限り、取締役会はその裁量により株主総会の開催場所を定めず、インターネットその他の遠隔通信手段のみを用いて株主総会を開催することができます。この場合、株主は、取締役会が採用する指針と手続に従い、遠隔通信手段を用いて株主総会に出席し、議決権を行使できるとされています。ただし、会社は以下の3つの要件を満たす必要があります(デラウェア州一般会社法 211 条 (a)項)。

- ① 遠隔通信手段により株主総会に出席し、議決権を行使する者が株主又は代理人であることを確認するための合理的措置(reasonable measures)を執ること
- ② 遠隔通信手段により株主総会に出席する株主又は代理人に対し、株主総会に参加し、その議事を実質的に同時に読み又は聞く機会を含め、提出された議案について議決権を行使する合理的な機会を提供するための合理的措置を執ること
- ③ 株主総会において株主又は代理人が遠隔通信手段により議決権行使やその他の行動を取った場合、その記録が保存されること

米国におけるバーチャル株主総会の件数は年々増加しつつあり、ある資料によれば、2018年に285件(うちバーチャルオンリー型が257件)、2019年に326件(同じく301件)の利用があったとされています。その詳細は【図2】のとおりです⁷。

【図2】米国におけるバーチャル株主総会の利用件数



(ii) 直近の動向

直近のコロナウイルスの拡大を受けて、米国では、従前はバーチャル株主総会、とりわけバーチャルオンリー型を許容していなかった州や、州法上の規制上バーチャルオンリー型の採用が現実的でなかった州においても、急遽これを許容し、又は採用可能なものとする動きが加速しています。

例えば、ニューヨーク州では、これまでハイブリッド型のみが許容されていましたが⁸、3月20日に発出され、22日に発効した州

⁷ 筆者の手元にある米国 Broadridge 社の 2020 年 3 月付「Virtual Shareholder Meeting — Overview and Examples」と題する資料によります。

⁸ ニューヨーク州では、2019 年 10 月 23 日に成立し、同日施行されたニューヨーク州事業会社法の改正により、ハイブリッド型のみが許容されていました。

知事による行政命令(Executive Order 202.8)⁹により、株主総会の開催場所の決定や通知に関して規定するニューヨーク州事業会社法 602 条(a)項、605 条(a)項・(b)項の適用が一時的に停止され、バーチャルオンリー型の採用が可能となりました¹⁰。この行政命令は 5 月 7 日まで効力が認められますが¹¹、その後も延長される可能性があります。他の州でも同様の動きが見られます¹²。

また、カリフォルニア州では、附属定款に別段の定めがない限り、取締役会の裁量により、物理的に株主総会の場所にいらない株主又は代理人も電子的通信によって株主総会に参加し、出席しているとみなされ、議決権行使その他の行為を行うことができるとされていますが、そのためには各株主の同意が必要とされていました(カリフォルニア州会社法 600 条(a)項・(e)項、20 条(b)項)。そのため、株主が多く存在する会社では、バーチャルオンリー型によることは事実上不可能でした。しかし、3 月 30 日に発出された州知事による行政命令(Executive Order N-40-20)¹⁴により、既に予定され又は 6 月 30 日より前に開催される株主総会については、株主の同意に関する規定の適用が一時的に停止され、バーチャルオンリー型の採用も可能となりました¹⁵。

さらに、デラウェア州では、4 月 6 日、既に招集通知を発送した上場会社について一定の救済措置を講じる州知事の行政命令(Tenth Modification: State of Emergency Declaration)¹⁶が発出されました。具体的には、(i)コロナウイルスによる公衆衛生上の脅威の結果、取締役会が既に通知された物理的な場所での株主総会を、遠隔通信手段のみによる株主総会に変更するためには、取締役会は、その変更に関する文書を、①1934 年証券取引所法 13 条、14 条又は 15 条(d)に基づいて SEC に提出し、②プレスリリースを行った上で、③速やかに会社のウェブサイトに掲載することにより、その変更を株主に通知することができるとしています。また、(ii)コロナウイルスによる公衆衛生上の脅威により、既に通知された物理的な場所での株主総会の招集が不可能となった場合には、変更後の日時と遠隔通信手段に関する書面を、(i)の①～③と同様に通知することで、株主総会を延期し、バーチャルオンリー型に変更することができるとしています。これらは、バーチャルオンリー型への変更(延期を伴う場合を含みます。)について、所定の手続を経ることを条件に、少なくとも SEC としては新たな招集通知の発送を求めないとするものであり、既に一定程度手続が進行している上場会社の救済措置として機能するものと考えられます。

このような動向を受け、直近では実際に本年の定時株主総会をバーチャルオンリー型で開催する旨を明らかにする企業も数多く存在しており、これには、例えばウォルマート社、ボーイング社、ウェルズ・ファーゴ銀行などが含まれます。

(2) SEC スタッフのガイダンス

バーチャル株主総会の可否は、基本的に州法上の問題であり、連邦法上は直接にこれを禁止又は制限する規律は存在しません¹⁷。もともと、米国の上場会社は連邦証券法上の委任状勧誘規制の対象となり、SEC の定めるルールへの配慮が必要とされており、各社の株主総会もこの文脈では規律の対象となります。

⁹ <https://www.governor.ny.gov/news/no-2028-continuing-temporary-suspension-and-modification-laws-relating-disaster-emergency>

¹⁰ もともと、会社が基本定款・附属定款上、取締役会に株主総会の開催場所の決定権限を与えていないなどの支障がある場合、当該規定を変更しない限りバーチャルオンリー型の採用はできないと解されます。

¹¹ 当初は 4 月 19 日まででしたが、4 月 7 日に発出された行政命令(Executive Order 202.14。 <https://www.governor.ny.gov/news/no-20214-continuing-temporary-suspension-and-modification-laws-relating-disaster-emergency>)により、5 月 7 日まで延長されています。

¹² 例えば、ニュージャージー州では、3 月 20 日、ニュージャージー州事業会社法の改正により、非常事態宣言が発出されている間はバーチャルオンリー型も許容する趣旨の規定が設けられました。コネチカット州では、3 月 21 日、州知事の行政命令により、非常事態宣言が発出されている間はバーチャルオンリー型も許容され、さらに附属定款に含まれる矛盾する規定は無効とされました。ルイジアナ州(3 月 26 日)、ノースカロライナ州(4 月 1 日)、アイオワ州(4 月 2 日)でも、それぞれ行政命令によりバーチャルオンリー型が許容されています(括弧内はそれぞれの行政命令の日を指します。)

¹³ バーチャル株主総会が許容されていない 8 州(前掲(注 5)参照)のうち、少なくともジョージア州(3 月 20 日)、アイダホ州(3 月 31 日)、アラバマ州(4 月 3 日)では、それぞれ行政命令により一定の範囲でバーチャル株主総会が許容されています(括弧内はそれぞれの行政命令の日を指します。)

¹⁴ <https://www.gov.ca.gov/wp-content/uploads/2020/03/3.30.20-N-40-20.pdf>

¹⁵ なお、マサチューセッツ州(前掲(注 4)参照)では、3 月 30 日、州知事の行政命令により、公開会社であってもバーチャルオンリー型を採用することが可能とされました。

¹⁶ <https://governor.delaware.gov/health-soe/tenth-state-of-emergency/>

¹⁷ NYSE や NASDAQ といった証券取引所のルールでもバーチャル株主総会は禁止又は制限されません。ただし、定時株主総会を開催する必要はあるとされ、さらに NASDAQ ではバーチャル株主総会に参加する株主には経営陣に質問する機会が与えられることが重要とされています。

SEC は、3 月 13 日、コロナウイルスの拡大を受けて株主総会の日時・場所を変更し、又は、バーチャル株主総会の開催を検討する企業の増加を背景に、委任状勧誘規則(17 C.F.R. § 240.14a-1 以下。以下単に「Rule」といいます。)の適用を受ける会社が留意すべき事項に関するスタッフのガイダンス(以下「本ガイダンス」といいます。)を公表しました¹⁸。本ガイダンスは、(i)株主総会の日時・場所の変更、(ii)バーチャル株主総会への変更、(iii)株主提案への対応、(iv)委任状勧誘書類の全体の印刷・送付の遅延に関する事項をその内容としています。

(i) 株主総会の日時・場所の変更

一般に委任状勧誘規制の下では、会社は、確定版の委任状勧誘書類を株主に送付する日までに SEC にも提出する必要があります(Rule 14a-6(b))¹⁹。もともと、このような送付及び提出の後、会社が株主総会の日時・場所を変更することとなった場合に必要となる手続は必ずしも明らかではありませんでした。本ガイダンスは、既に確定版の委任状勧誘書類の送付及び提出を完了した会社は、①株主総会の日時・場所の変更を知らせるプレスリリースを行い、②このプレスリリースを追加的な勧誘書類として SEC の運営する電子開示システムである EDGAR 上で提出し、かつ、③委任状サービスを提供する仲介業者や証券取引所等の他の市場参加者に当該変更を知らせるために必要となるあらゆる合理的な手続を行った場合には、株主に対して追加的な勧誘書類を新たに送付したり、委任状勧誘書類自体の修正を行う必要がないことを明らかにしました。

また、本ガイダンスでは、確定版の委任状勧誘書類の送付及び提出が未了の会社は、コロナウイルスの影響により株主総会の日時・場所が変更される可能性について、開示に含めるべきか否かを検討すべきともされています。

(ii) バーチャル株主総会への変更

前記のとおりバーチャル株主総会を行うことができるか否かは、各社の設立準拠法と基本定款・付属定款次第であるものの、本ガイダンスは、会社がバーチャルオンリー型かハイブリッド型かを問わずバーチャル株主総会を行うことを計画する限り、株主、仲介業者、市場関係者に適時にその計画を知らせ、また、株主が株主総会に遠隔地からアクセスし、参加し、議決権を行使する方法を含めた手続の詳細について明確に開示することが期待されるとしています。

また、本ガイダンスは、確定版の委任状勧誘書類の送付及び提出が未了の会社の場合は、これらの情報を委任状勧誘書類に含めるべきであり、既に送付及び提出を完了した会社の場合は、前記(i)①～③と同様の手続によってバーチャル株主総会への変更を行うことが可能であり、株主に追加的な勧誘書類を新たに送付したり、委任状勧誘書類自体の修正を行う必要はないとしています。

(iii) 株主提案への対応

一般に委任状勧誘規制の下では、株主提案を行った株主又はその代表者は株主総会に出席して提案について説明する必要があり、正当な理由(good cause)なく欠席した場合、会社はその後 2 年間、その株主からの提案を委任状勧誘書類に掲載する必要がないとされています(Rule 14a-8(h))。

本ガイダンスは、コロナウイルスの影響により株主総会への出席が困難となることを踏まえ、会社は、州法上許容される限り、株主又はその代表者が電話等の代替的な手段により提案について説明する機会を付与すべきとし、また、仮に株主又はその代表者が株主総会に欠席する場合であっても、欠席には正当な理由があると解されるとの見解が示されています。

(iv) 委任状勧誘書類の全体の印刷・送付の遅延

会社が株主に委任状勧誘書類等の総会関係資料を提供するに当たっては、コロナウイルスの影響で印刷や送付の遅れが懸念

¹⁸ <https://www.sec.gov/ocr/staff-guidance-conducting-annual-meetings-light-covid-19-concerns> 参照。なお、本ガイダンスは 4 月 7 日に改訂されており、以下ではこの改訂後の本ガイダンスの内容を紹介しています。

¹⁹ なお、勧誘者は、原則として、確定版の委任状勧誘書類の SEC への提出に先立ち、その 10 日前までに委任状勧誘書類の草案を SEC に提出してその確認を受ける必要があります(Rule 14a-6(a))。

されることから、いわゆる Notice & Access 制度²⁰の下で、当該資料がインターネット上で入手可能である旨の通知のみを株主に発送し、当該通知記載の全ての資料を所定のウェブサイトアップロードする、いわゆる「通知のみ方式」(notice-only option)の採用が検討されています。もっとも、この場合、例えば、株主総会の 40 日以上前に通知を発送することが要求され、また、株主から書面交付請求があればその受領後 3 営業日以内に該当する資料を発送しなければならないこととされており、このような規律を会社が適法に遵守できるか懸念があるとされていました。

本ガイダンスは、委任状に関する手続の主目的は、株主が株主総会に上程される議案に関する重要な情報を適時に得た上で、十分な情報に基づいた議決権の行使を可能とする点にあるとした上で、コロナウイルスの影響で印刷・発送の遅延が生じ、これによって影響を受ける発行者に対し、関係者の健康や安全を危険に晒すことなく、この目的を達成するためにあらゆる合理的な努力を払うことを奨励しています。また、このことは、必要に応じて、資料を適時に提供するため、州法の要件及び本ガイダンスの定める手続により株主総会の日程を延期することを意味する場合もあるとしています。

さらに、コロナウイルスの影響によって遅延が不可避となる場合には、「通知のみ方式」を採用する会社が株主においてこれらの資料を検討し、十分な情報に基づいて議決権を行使するに足りる時間が与えられ、かつ、発行者が前記(i)①～③と同様の手続により資料の提供方法の変更を周知する限り、会社が Rule 14a-16 の下で株主に対する通知や時期に関する要件の全ての側面を充足できないとしても、SEC のスタッフは特に異議を唱えないとしています²¹。この点は、やむを得ない事情に基づいて法定の手続を遵守できない場合について重大な例外を認めたものであり、その要件を含め、大きな意義を有すると考えられます。

(3) 議決権行使助言機関の方針

(i) グラスルイス

議決権行使助言会社であるグラスルイスは、従前の議決権行使助言方針(米国版)において、ハイブリッド型について株主の参加の機会を拡大するものと評価しつつ、バーチャルオンリー型は株主が経営陣との間で有益なコミュニケーションを図ることを阻害する可能性があるとし、バーチャルオンリー型を採用する会社の委任状勧誘書類において、株主が物理的に株主総会に出席するのと同等の権利が確保されているか否かを精査するとし、不十分な場合にはガバナンス委員会のメンバーの選任について原則として反対を推奨するとしていました。

3 月 19 日、グラスルイスはこの議決権行使助言方針を改訂しました²²。具体的には、6 月 30 日までの間、バーチャルオンリー型を採用する会社については、コロナウイルスの拡大という斟酌すべき事情を踏まえて方針を適用するとし、また、平時に戻った場合に対面又はハイブリッド型での開催を再開する意向を明らかにしているか否かにも注目するとしています。さらに、6 月 30 日までの間にコロナウイルスの影響でバーチャルオンリー型を選択した会社については、会社がコロナウイルスに言及することを含め、少なくともその根拠を明らかにする限り、ガバナンス委員会のメンバーの選任について反対を推奨することはないなどとしています。

(ii) ISS

ISS は、4 月 8 日、コロナウイルスの拡大を受けた議決権行使助言方針の適用に関するガイダンスを公表しました²³。日本企業にも適用されるものであり、重要な意義を有しますが、特にバーチャル株主総会との関係では、現状に鑑みると、バーチャルオンリー型が許容されている場合はこれを採用することが必要かつ望ましい措置であるとした上で、米国を含む多くの市場ではバーチャルオンリー型を採用する会社に反対を推奨する旨の方針を有していないため、特にこの点では変更はないとしつつ、バーチャルオンリー型を採用する会社に反対を推奨する旨の方針を掲げている一部の市場については、対面での開催について安全が確保されるまでの間は、コロナウイルスの影響によりバーチャルオンリー型を採用した場合でも反対を推奨することはないと方針を変更するとしています。また、バーチャルオンリー型を採用する場合には、その理由を明確に開示し、株主が希望すれば取締役

²⁰ 詳細については、田中亘「株主総会と企業統治—株主総会資料の電子提供の問題を中心に—」ファイナンシャル・レビュー121号(2015年)97頁、辰巳郁「株主総会プロセスの電子化における Notice & Access 制度導入に向けた動き」ビジネス法務2016年5月号110頁などを参照。

²¹ なお、会社や仲介業者は、書面交付請求を行った株主に書面を送付することについては、仮に所定の期限に遅れるとしても、最善の努力を払い続ける必要があるともされています。

²² <https://www.glasslewis.com/immediate-glass-lewis-guidelines-update-on-virtual-only-meetings-due-to-covid-19-coronavirus/>

²³ <https://www.issgovernance.com/iss-provides-policy-application-guidance-in-light-of-covid-19-pandemic/>

又は経営幹部への質問や対話を含め、取締役会は株主が可能な限り十分に株主総会に参加できるための有益な機会を与えるよう努めるべきであり、また、取締役会は実務上可能な限り速やかに対面又はハイブリッド型に戻すかその点の判断を株主に委ねるようコミットすべきともされています。

3 日本法への示唆

我が国では、4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」といいます。)に基づき、政府対策本部長である内閣総理大臣により、期間を5月6日までの1か月間、対象となる地域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県とする緊急事態宣言が発出されました(特措法32条1項)。これに基づく各知事の外出自粛の要請及び施設の使用制限等の要請・指示は、強制力を有する権限ではないものの、今後、株主総会の会場とする予定であった施設を利用できなくなる場合等も十分に想定され得るところです。

現行の会社法上は、バーチャルオンリー型は許容されていないという見解が支配的であると考えられます。これは、株主総会の招集に当たって特定の「場所」を決定しなければならず(会社法298条1項1号)、このような「場所」を設けることなく株主総会を招集することはできないと考えられるためです²⁴。実施ガイドでも、このような見解が前提とされています。

このような解釈による限り、米国においてバーチャルオンリー型の採用を可能とし、また、その採用を容易にするための各種の取組については、我が国における今後の実務の在り方を検討する上で参考になるとしても、法改正を経ない限り、直接的にこれを取り入れることは困難と考えられます²⁵。

もっとも、例えば、既に招集通知を送済みの会社がコロナウイルスの拡大に伴うやむを得ない事情により株主総会の日時等の変更を余儀なくされるといった場合に、改めて株主への変更後の招集通知の発送を要するかといった論点を検討する際には、法制上の差異はあれ、株主に対して株主総会への参加を促し、充実した議決権行使を可能にするといった趣旨は通底する以上、本ガイドで示された要件等も参考にすることが考えられます²⁶。

なお、Q&Aにおいて示された見解に基づき、株主総会の会場として小規模な自社会議室を利用し、入場可能な株主の人数制限を行った上で、ごく限られた人数の株主のみを入場させることは、緊急事態宣言の趣旨にも沿うものであると考えられますが、その場合も、株主に可能な限り代替的な参加又は出席の機会を与えるためにハイブリッド型を採用し、事実上はバーチャルオンリー型に準ずる形での運用を模索することはなお有益と考えられます。この場合、デラウェア州法上の要件(前記2(1)(i)参照)や本ガイドラインに示された株主に対する適時の情報開示、十分な情報に基づく議決権行使の機会の保障といった観点は同様に重要になってくると考えられます。

4 おわりに

コロナウイルスの拡大は全世界的な脅威であり、各国において予断を許さない極めて深刻な状況にあること、また、我が国でも未曾有の事態を迎えつつあることは疑う余地もありません。

もっとも、このような重大な危機がある意味で好機と捉え、我が国における会社実務の適切な解釈・運用を模索することには大きな意義があると考えられ、その中では、平時の常識を疑うことも必要になり得ると思われれます。関係各位の叡智を結集して対応すべき喫緊の課題を前に、我が国が政治的、経済的、社会的にも緊密な関係を有する米国における動向に目を向けることは有益

²⁴ 2018年11月13日の衆議院法務委員会において、政府参考人は、「実際に開催する株主総会の場所がなく、バーチャル空間のみで行う方式での株主総会、いわゆるバーチャルオンリー型の株主総会を許容することができるかどうかにつきましては、会社法上、株主総会の招集に際しては株主総会の場所を定めなければならないとされていることなどに照らしますと、解釈上難しい面があるものと考えております。」[小野瀬厚法務省民事局長答弁]としています。

²⁵ 2020年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」34頁注22(<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>)では、Q&Aにおいて「オンラインでの株主総会の開催が可能である旨の見解が示されている」との記載があります。この「オンラインでの株主総会の開催」がバーチャルオンリー型を指すものかは必ずしも明らかではありませんが、いずれにせよ実際に公表されたQ&Aではこのような見解は含まれていないように見受けられます。しかし、今後何らかの形で行政府において法令解釈の変更が行われ、現行法上もバーチャルオンリー型が許容されているとの見解が示されることも、理論的にはあり得ないわけではないと考えられます。

²⁶ 大隅健一郎＝今井宏『会社法論 中巻[第3版]』(有斐閣、1992年)32頁は、やむをえない事情により総会直前に会日の延期や開会時刻・会場等の変更を余儀なくされる場合には、会社はそれぞれの事態に応じて万全の措置を講ずべきであり、この措置に遺漏がなければ総会当日の招集の変更(招集の中止、会日の延期、会場の変更、開会時刻の繰下げなど)も有効と解されるとしています。

であり、今後の米国における動向にも注目を要すると考えられます。



たつみ かおる
辰巳 郁

西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 弁護士

k_tatsumi@jurists.co.jp

2005 年弁護士登録。2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2012-2013 年 Kirkland & Ellis LLP(シカゴ)出向。2013-2015 年法務省民事局(会社法担当、商事課併任)出向。国内外の M&A、組織再編等に多数関与。株主総会、コーポレート・ガバナンス、危機管理等を含む一般企業法務にも幅広く従事。会社法、金商法を中心とする法制度や実務運用の在るべき形についても積極的に発言。2018 年 10 月よりニューヨーク事務所所属。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>